

グループホーム船橋笑寿苑
指定認知症対応型共同生活介護運営規程

(目 的)

第1条 社会福祉法人修央会が設置するグループホーム船橋笑寿苑(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護(以下「サービス」という。)について、適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定認知症共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 事業所は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前2項のほか、船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和6年条例第32号)、船橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(令和6年条例第33号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム船橋笑寿苑
- (2) 所在地 千葉県船橋市大穴北4丁目25番15号

(管理者)

第4条 事業所は、共同生活住居毎に職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合には、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する事業所の職務に従事するものとする。

- (1) 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有するものであって、省令第91条第2項の厚生労働大臣が定める研修を修了している者とする。

(従業者の種類、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤)

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、従業者に対して、本運営規定に掲げる規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。なお、管理者に事故がある時は、代表者(当法人の理事長)がこれを代行するものとする。

(2) 計画作成担当者2名(常勤、うち1名は介護支援専門員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成する。また、介護支援専門員でない計画作成担当者の業務を監督するものとする。

(3) 介護職員6名以上(常勤換算)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行います。その他の職員は事務的な作業等を行うものとする。

(入居定員及び定員の遵守)

第6条 利用定員は、2ユニット18人とする。

(サービスの内容の説明及び同意)

第7条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章を交付し説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(介 護)

第8条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実を資するよう、入居者の心身の状況に応じた適切な技術を持って行うものとする。

(1) 入浴、排泄、食事、着替え等の介助

(2) 日常生活のお世話

(3) 日常生活の中での機能訓練

(4) 相談及び援助

2 事業所は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせないものとする。

3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従事者が共同で行うものとする。

(施設サービス計画の作成)

第9条 事業所の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画作成担当者」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けることにより、総合的な計画となるよう努めるものとする。

- 3 計画作成担当者は、介護計画の作成の際には、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、入居者の多様な活動を確保した介護計画の作成に努めるものとする。
- 4 計画作成担当者は、介護計画の作成の際には、その内容について入居者又はその家族に対して説明し、入居者の同意を得るものとする。
- 5 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を入居者に交付するものとする。
- 6 計画作成担当者は、介護計画作成後においても、他の介護従業者及び入居者が介護計画に基づき入居する他の居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(入退居)

- 第10条 事業所は、要介護者であつて認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者にサービスを提供するものとする。
- 2 事業所は、入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症である旨を確認するものとする。
 - 3 事業所は、入居申込者が入院治療を要する者であることにより、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業所、介護保険施設、病院等を紹介する等の措置を速やかに講じるものとする。
 - 4 事業所は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
 - 5 事業所は、入居者の退居に際しては、入居者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
 - 6 事業所は、入居者の退居に際しては、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

- 第11条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の種類並びに名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。
- 2 事業所は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するものとする。

(利用料等の受領)

- 第12条 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービス費に該当するサービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として地域密着型介護サービス費用基準額から地域密着型介護サービス費の額を控除した額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、その入居者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じることが無いように努めるものとする。
 - 3 事業所は、前2項の支払いを受ける額の他、次に掲げる費用の額の支払いを入居者か

ら受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 住居に要する費用
 - (3) 水道光熱費に要する費用
 - (4) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 入居者が選定する日常において必要な物品の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (6) 理美容代
- 4 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(取り扱い方針)

- 第13条 サービス提供に際しては、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- 2 サービス提供に際しては、入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮に努めるものとする。
 - 3 サービスの提供に際しては、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう努めるものとする。
 - 4 職員は、サービス提供に当たっては、親切丁寧を旨とし入居者又は、その家族に対しサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 事業所は、サービス提供に当たって、当該利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わないものとする。
 - 6 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
 - 7 事業所は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の評価を受け、それらの結果を公表することにより常にその改善を図るものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第14条 事業所は、入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。
- 2 事業所は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者若しくはその家族の同意を得て、代行して支援するものとする。
 - 3 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(勤務体制の確保等)

第 15 条 事業所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 職員の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮したものとする。
- 3 事業所は、職員の質の向上を図るために、研修の機会を次の通り設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用 1 カ月以内に 5 日以上行う
 - (2) O J T 研修 採用後の職員に対して継続的に行う
 - (3) 職員全体研修 年間 3 回以上行う
 - (4) 派遣研修 随時積極的に行う

(提供拒否の禁止)

第 16 条 事業所は、入院治療の必要がある場合、その他入居者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合を除いて当該サービスの提供を拒んではならない。

- 2 前項の事由によるサービスの提供が困難な場合は、適切な病院や診療所又は、介護老人福祉施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第 17 条 事業所は、サービスの提供を求められた場合、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無、並びに要介護認定の有効期間を確認するものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 18 条 事業所は、サービスの提供に際し、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかの確認を行い、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了の 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 19 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しないサービス提供に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を入居者に交付するものとする。

(市町村への通知)

第 20 条 事業所は、サービスを受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市区町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由がなくサービス入居に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められたとき。
- (2) 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲 示)

第 21 条 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(広 告)

第 22 条 事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(秘密保持等)

第 23 条 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、事業所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 前項の必要な措置とは、「社会福祉法人修央会個人情報保護法に関する規程」をいう。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合及びその家族の個人情報を用いる場合には、入居者及びその家族の同意を文書により事前に得るものとする。

(苦情処理)

第 24 条 事業所は、提供したサービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するとともに「社会福祉法人修央会苦情解決に関する取り扱い指針」則り、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業所は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村からの求めがあった場合には当該改善の内容を市町村に対し報告しなければならない。
- 4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に対し報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 25 条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生

の防止のための指針を整備する。

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的（年2回以上）に行う。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 事業所は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止）

第26条 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、施設サービスの提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（会計の区分）

第27条 事業者は、事業所毎に経理を区分するとともに、サービスに係る会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

（非常災害対策）

第28条 事業所は、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するもの）を立て、計画の周知を図るものとともに、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出、訓練の実施等を少なくとも4カ月に1回実施するものとする。

- 2 事業所は、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力願えるような体制作りを図るものとする。
- 3 事業所は、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 29 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 30 条 事業所は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を図るものとする。
- 3 事業所は、空調設備等により施設内の適温の確保に努めるものとする。

(緊急時の対応)

第 31 条 事業所は、サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変及びその他緊急事態が生じた場合並びにその他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(調査への協力等)

第 32 条 事業者は、提供したサービスに関し、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービス提供がなされているかを確認するために市町村等が実施する調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合については、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携等)

第 33 条 事業所は、サービスの提供に当たっては入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、当該施設が所在する市町村の職員又は、当該施設が所在する区域を管轄する法第 115 条 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される協議会を設置（以下「運営推進会議」という。）し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し、サービスの内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 4 事業所は、その事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(協力医療機関等)

第 34 条 事業所は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくものとする。
- 3 事業所は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時対応のため、併設する地域密着型介護老人福祉施設との連携及び支援の体制を整えるものとする。

(記録の整備)

第 35 条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
 - (1) 認知症対応型共同生活介護
 - (2) 提供したサービスの具体的な内容等の記録（サービス提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項）
 - (3) 第 13 条第 5 項及び同条第 6 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第 20 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 第 24 条に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第 25 条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (7) 第 33 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(説明の同意の確認)

第 36 条 事業所は、第 7 条の規定に基づいて、入居申込者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し同意を得たときは、その旨を記す当該文書を 2 部作成し事業所及び入居申込者又はその家族がそれぞれ一部ずつを保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

(委任事項)

第 37 条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は社会福祉法人修央会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和元年 10 月 1 から施行する。

附 則

この規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する

- ・ 虐待防止に関する項目追加。
- ・ 事業継続計画の策定等の項目追加。
- ・ その他、規程内容の充足及び軽微な修正。
文書内容の常体での統一。

附 則

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する